

## 公益社団法人広島県バス協会の会員に関する規程

### (目 的)

第1条 この規程は、公益社団法人広島県バス協会（以下「この法人」という。）定款第6条から8条までの規定に基づき、会員の入会及び退会並びに会費の納入に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (入会手続)

第2条 この法人の正会員又は賛助会員として入会しようとする者に対しては、所定の入会申込書の提出を求めることとする。

2 前項の入会申し込みに対しては、理事会において入会の可否を決定する。

### (会員名簿に関する情報の取扱い)

第3条 入会者は、この法人の管理する会員名簿に登録する。

2 前項の入会申込書に記載した主要事項に変更があった場合は、会員は、変更届を提出する。

### (入会金及び会費)

第4条 会員が支払うべき会費の金額及び納期に関する規程は、定款第7条により総会の決議を経て別に定める会費徴収規程による。

### (退会事由及び手続)

第5条 会員は、所定の退会届を提出して、任意に退会することができる。

2 定款第9条の定めにより、退会以外の事由により、会員の資格を喪失した場合は、退会と同じく会員名簿の登録を抹消する。

3 前二項により会員資格を喪失した場合、既納の会費は返還しない。かつ、退会時に未納会費がある場合には、未納分を支払わなければならない。

### (改 廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

### (細 則)

第7条 この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。

### 附 則

1 この規程は、公益社団法人の設立の登記の日から施行する。

# 入 会 申 込 書

年 月 日

公益社団法人広島県バス協会

会長 椋田昌夫 殿

法 人 名				
所 在 地	(〒                    )			
電 話 番 号				
代 表 者 名	Ⓜ			
事 務 連 絡 者	氏 名			
	所 属 部 署		役 職	
	電 話 ・ F A X	TEL FAX	メー ル ア ド レ ス	
会 社 概 要				
事 業 概 要				
備 考				

退 会 届

年 月 日

公益社団法人広島県バス協会

会長 椋田昌夫 殿

法 人 名	
所 在 地	(〒 )
電 話 番 号	
代 表 者 名	印
退 会 日	
退 会 理 由	